

平成22年度各省庁税制改正要望まとまる

民主党鳩山政権は、政権交代後初の税制改正大綱を12月に発表することになっています。大綱・改正法案のとりまとめを行う政府税制調査会（会長：藤井財務大臣）は、10月末締め切りで各省庁から平成22年度税制改正要望を受け付け、内閣府ホームページでその内容を発表しました。

今回、その内容をもとに、個人、法人オーナーに関連する税制改正要望の内容をピックアップしましたので、ご案内します。（<http://www.cao.go.jp/zei-cho/youbou/22youbou.html>）

今回発表された内容は、12月中旬までに政府税制調査会で検討され、税制改正大綱作成に反映される見込みです。

（長掛栄一）

< 主な改正要望 >

税	項目	要望内容	省庁
所得税	金融商品間の損益通算の範囲拡大に向けた必要な税制上の措置	金融商品間の損益通算範囲の拡大 債券税制の見直し	金融庁 財務省
	少額の上場株式等投資のための非課税措置の法制化	金融所得課税一体化と合わせ、証券会社に非課税口座（株式取得上限100万円）の開設を認め、その口座内での譲渡所得、配当所得を非課税に	金融庁
	上場株式等の取得費の特例に関する所要の税制措置	上場株式のみなし取得価格適用の特例の恒久化	金融庁
	生命保険料控除の改組に伴う所要の法制上の措置の実現	生命保険料控除制度を一般、個人年金、介護医療の3つの控除制度に（H24～）	金融庁
	寄付文化醸成に向けた寄付税制の拡充	寄付金控除について、5千円の適用限度額を2千円に引き下げるとともに、控除手続を年末調整対象に	文科省
	居住用財産の譲渡に関する各種特例措置の期限延長	特例の適用期限（平成21年12月31日）の3年間延長	国交省
相続税・贈与税	死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ	死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額（法定相続人数×500万円）に「配偶者分500万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算	金融庁
	住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例措置	非課税枠1千万円上乗せの廃止、年齢要件は存続適用期限を平成21年12月31日から2年間延長	経産省
	取引相場のない株式を信託財産とする信託受益権に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例	事業承継者が信託受益権の相続又は贈与を受けた場合についても、株式等と実質的に同一視できると同様に、納税猶予の対象に	金融庁 経産省
	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設	持分のある医療法人において、出資者の死亡の際に発せる相続税、みなし贈与課税を、一定の条件を課することで3年間猶予	厚労省
法人税	中小企業者等の法人税率の特例	個人事業主への課税とのバランスに留意しつつ、政府全体として代替財源が確保されることを前提に、中小企業者等に係る法人税の軽減税率を早期に引下げ	経産省
	特殊支配同族会社課税制度の廃止	代替財源の確保を前提に廃止	経産省
	グループ法人税制の整備等	グループ法人一般に対する課税の取扱いとして、グループの要素を反映した税制を整備	財務省 経産省